

税

**ご存知ですか？自動車税
トラブル防止三カ条
～3月31日までに運輸支
局へ登録を！～**

自動車税は、毎年4月1日(午前0時)現在で運輸支局の登録名義人である所有者(割賦販売による購入の場合は使用者)が5月31日までに納めることになっています。

○抹消の手続きは、3月31日までに運輸支局で登録をしましょう。

自動車の譲渡、下取り、廃車をした場合は、運輸支局で登録をお願いします。

○転居をした場合は、運輸支局で車検証の住所変更の登録をしましょう。

住民票を異動しても車検証の住所は変わりません。運輸支局で登録してください。

やむを得ず手続きができない場合は、県中地方振興局県税部にご連絡ください。

○納税証明書は車検証と一緒に大切に保管しましょう。

自動車の継続検査(車検)を受けるときには納税証明書が必要です。納税証明書は自動車税を納めたときに交付される領収証書に付いています。またリサイクル券も車検や廃車のときに必要となりますので、大切に保管してください。

登録手続きを依頼した場合は、登録が済んでいることを確認しましょう。

【自動車の登録について】

〒東北運輸局福島運輸支局

☎050-5540-2015

〒いわき自動車検査登録事務所

☎050-5540-2016

【自動車税について】

〒県中地方振興局県税部課税二課

☎024-935-1261

保険

**国民健康保険・マル学保
険証をお持ちの皆さんへ**

国民健康保険は本来、住民票のある市町村で加入しますが、大学や専門学校など、学校教育法で認められた学校に通うために、小野町以外で生活する場合(住民票を小野町から他市町村へ異動した場合)、申請により、引き続き小野町の国民健康保険を利用することができる学生特例制度(マル学)があります。

現在交付している国民健康保険学生特例保険証の有効期限は平成24年3月31日です。

○マル学の新規・更新手続き

学生特例制度を新規に利用される方や、更新される方は手続きが必要です。役場窓口へ備え付けの申請書を記入してください。

■手続きに必要なもの

- ①在学証明書(平成24年4月以降証明のもの)
- ②保険証
- ③認め印
- マル学の交付を受けている方で修学等を終えたとき

学校を卒業または中途退学した場合や、就職のためほかの健康保険に加入している場合は、国民健康保険の資格喪失の手続きが必要です。役場窓口へ備え付けの異動届を記入してください。

■手続きに必要なもの

- ①卒業証書などの写し、現在加入している保険証や加入証明書など資格喪失が確認できるもの(いずれか1つ)
- ②保険証
- ③認め印

〒町民生活課 ☎72-6933

保険

**医療費の一部負担金等免
除証明書をお持ちの皆さんへ**

○東日本大震災により被災された方の医療費の一部負担金免除の期間延長について

震災により被災された方で、医療機関などに受診した際の自己負担が免除になる「一部負担金等免除証明書」をお持ちの方は、次のとおり免除期間が延長されます。

■免除期間延長の対象者と期間

①原発事故による警戒(避難指示)区域、計画的避難区域、旧緊急時避難準備区域、特定避難勧奨地点の住民の方は、「平成25年2月28日まで」延長されます。

②①以外の方(住家が全壊・半壊等の方)で、国民健康保険、後期高齢者医療制度及び全国健康保険協会(協会けんぽ)に加入されている方は、「平成24年9月30日まで」延長されます。

※ただし入院時食事療養費、入院時生活療養費および療養費(柔道整復師等の施術費や治療用装具費など)の自己負担額の免除は延長されません(免除は平成24年2月29日までで終了です)。

■免除証明書の取り扱いについて

国民健康保険、後期高齢者医療制度および全国健康保険協会に加入されている方は、有効期限欄に「平成24年2月29日まで」と記載されている発行済みの免除証明書でも、平成24年9月30日まで引き続き使用することができます。

免除証明書に関してご不明な点は、次の医療保険の保険者までお問い合わせください。

【①全国健康保険協会に加入の方】

〒全国健康保険協会福島支部

☎024-523-3916

【②国民健康保険および後期高齢者医療制度に加入の方】

〒町民生活課 ☎72-6933

【③上記①②以外の健康保険等に加入の方】

加入されている各医療保険の保険者またはお勤め先の事業所